

12月4～10日は人権週間

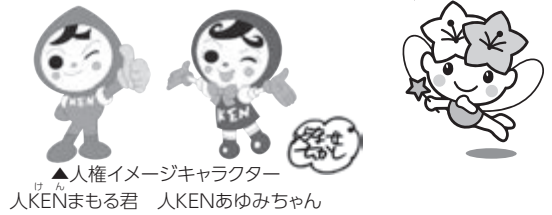
人権問題を「誰か」のことではなく「自分自身」のこととして考えてみませんか

ID 1009505

ミヤリーが「じんけん大使」に委嘱されたよ☆詳しくは、市HP ID 1030106 を見てね!

社会が変化する中、インターネット上での誹謗中傷や新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種に関係した偏見や差別などが発生しています。今一度、人権問題について、他の「誰か」のことではなく、「自分自身」のこととして考えてみませんか。

男女共同参画課 ☎ (632) 2346



▲人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

多岐にわたる さまざまな人権問題

昨今、問題となつている、インターネット上における誹謗中傷や差別を助長するような発信は、いまだ後を絶ちません。
また、いじめや児童虐待、職場における男女差別なども人権問題として挙げられます。
さらに、性的マイノリティに対する偏見や差別、職場での不適切な対応などもあり、人権をめぐる課題は尽きません。

「誰か」のせいじゃない。



今回の人権週間では、「誰かのせいじゃない。」のスローガンを重点目標として、人権啓発活動を幅広く行います。

人権問題を解決するためには、まず、互いの違いを認め合い、相手の気持ちを考えて、思いやることのできる心を持つことが大切です。この機会に、互いに人権を尊重し合うことの大切さを認識し、他人の人権に配慮することの大切さについて考えてみましょう。

新型コロナウイルス感染症に関する 不当な差別や偏見をなくしましょう

新型コロナウイルス感染症の感染者・濃厚接触者、医療従事者に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。

また、さまざまな事情で新型コロナワクチンの接種を受けることができない人もいます。職場や周りの人などに接種を強要したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしたりすることのないようにお願いします。

公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

市役所1階市民ホールで人権週間パネル展

- ▼期間 12月5～8日。
- ▼内容 人権に関するパネルの展示や啓発物品の配布。

悩んだときは相談してください

人権擁護委員(※)は、人権に関わるさまざまな相談を受ける他、小中学生に向けた人権講話やイベントでの啓発活動を行っています。差別やいじめなど、「これは人権侵害ではないか」と思ったら、ひとりで悩まずにご相談ください(下の表参照)。
人権擁護委員や法務局の職員が必要に応じて調査し、人権侵犯の事実が認められた場合は、適切な救済処置を行っています。

人権相談窓口

相談名・申込方法	日時	問い合わせ先
人権よろず相談 詳しくは、46ページをご覧ください	原則、毎月第2水曜日 午前10時～正午と午後1時～3時	男女共同参画課 ☎ (632) 2346
人権相談 直接または電話で、宇都宮地方法務局(小幡2丁目) ☎0570(003)110 (ナビダイヤル)へ	平日(年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分	宇都宮地方法務局 人権擁護課 ☎ (623) 0925
女性の人権ホットライン ☎0570(070)810 (ナビダイヤル)		
子どもの人権110番 ☎0120(007)110 (フリーダイヤル)		
外国語人権相談ダイヤル ☎0570(090)911 (ナビダイヤル) ▼対応言語 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語	平日(年末年始を除く) 午前9時～午後5時	
インターネット人権相談	https://www.jinken.go.jp/	

29 ※ 市区町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間の人たちで、全国に約1万4,000人、本市には25人います。皆さんからの相談に応じて、人権問題解決へのお手伝いや小中学校での人権講話、人権の花運動、イベントなどでの啓発活動を行っています。